

市民主体のまちづくり

～市民によるまちづくりの提案～

～まちづくりへの支援～

日野市まちづくり条例ガイド抜粋

7. 市民主体のまちづくり（第4章）

市民が主体的にまちづくりを進めていくために、「地区のまちづくり」「テーマ型のまちづくり」「農あるまちづくり」の3つのまちづくり提案方法を定めています。

地区のまちづくり（第15～22条）

●地区のまちづくりとは？

地区のまちづくりとは、市民が身近な生活圏でのまちづくりを提案し、市民主体、地域主体のまちづくりを進めていくための制度です。

●どんなまちづくりができるの？

「良好な住宅環境を守りたい」「ミニ開発を防ぎたい」「緑ある住宅地を守りたい」「街並みをそろえたい」などの地区の環境の保全や、「美しい街並みにしたい」「地区で維持管理のルールをつくりたい」「商店街などにぎわいのあるまちにしたい」などの地区の魅力づくりを行いたいと思った場合に、地区住民で協力しあい計画やルールをつくることができます。



●地区の大きさはどのくらい？

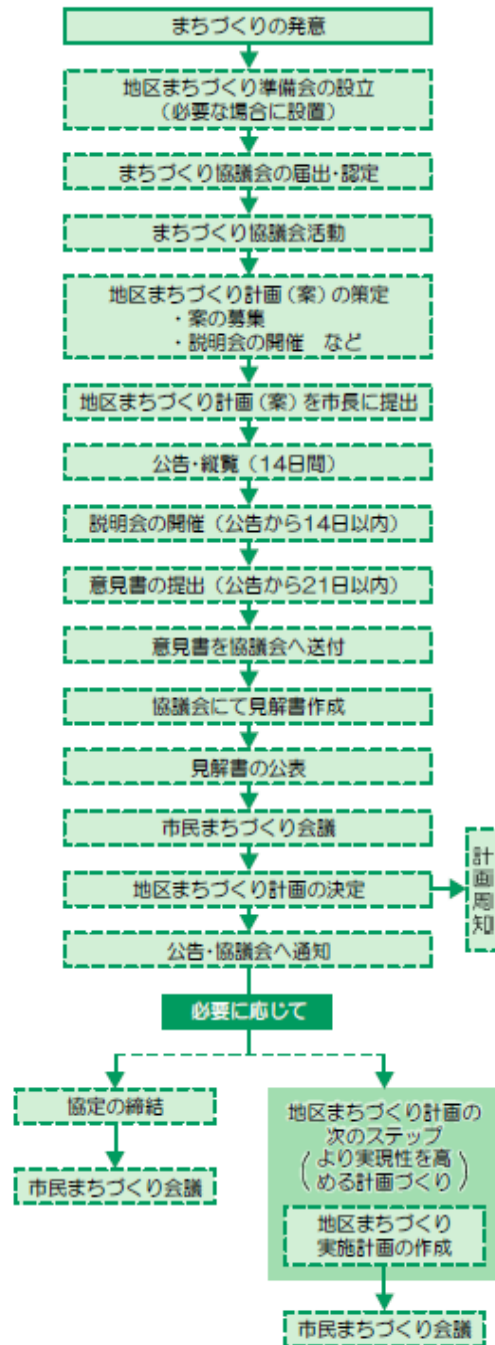
おおむね、3,000㎡以上の地区を対象とします。

●誰ができるの？

地区まちづくりに関心のある市民が、地区住民等の1/10以上の人の同意を集め、「地区まちづくり協議会」を設立します。この協議会が地区まちづくり計画をつくることができます。

●どうやって提案するの？

地区まちづくり協議会は、案の募集、説明会の開催等を行い、地区住民の意見を反映させて地区まちづくり計画を策定し、市長に提案します。また、市から専門家の派遣など支援を受けることができます。



—「日野市まちづくり条例ガイド」抜粋—

テーマ型のまちづくり（第23～28条）

●テーマ型のまちづくりとは？

テーマ型のまちづくりとは、環境や防災など、地区に限定されない特定のテーマについて、良好なまちづくりを目的とした計画や仕組みを、市民が提案できる制度です。

●どんなまちづくりができるの？

防災まちづくり、用水や湧水の保全に関するまちづくり、交通に関するまちづくり、歴史や文化に関するまちづくり、福祉に関するまちづくり、緑の保全に関するまちづくりなど、特定のテーマについてのまちづくりを進めることができます。

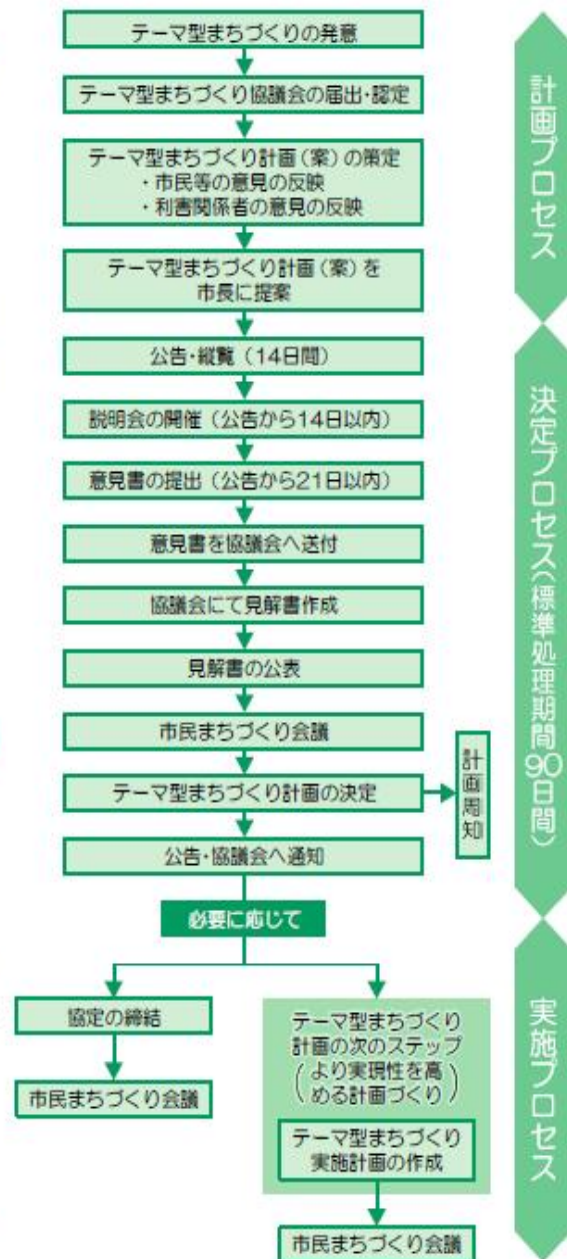


●誰ができるの？

テーマ型まちづくり協議会として認定を受けた団体が、まちづくり計画を提案することができます。テーマ型まちづくり協議会となる条件は、構成員が市民等であり、団体の目的が基本理念に即していることなどです。

●どうやって提案するの？

テーマ型まちづくり協議会は、市民の意見を反映させて、テーマ型まちづくり計画を策定します。計画案が、土地利用の制限に関する事項を含むときは、その土地や建築物の所有者等の利害関係者の意見が十分に反映されるように計画案を策定します。また、市から専門家の派遣など支援を受けることができます。



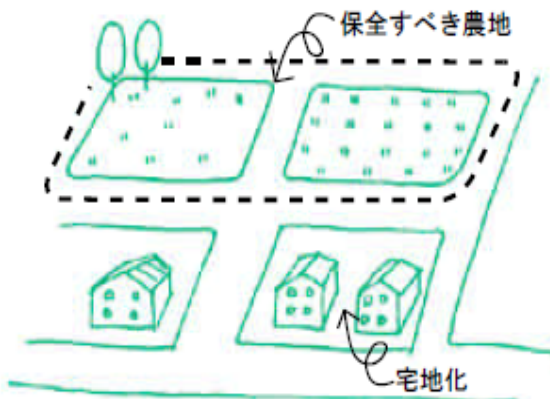
農あるまちづくり（第29～37条）

●農あるまちづくり計画とは？

農地所有者が一定のまとまりをもった土地を対象として農地の計画的な保全及び活用を目的として計画を定め、まちづくりを進めていくものです。

●どんなまちづくりができるの？

相続に備えた計画的な農地利用、生産緑地の集約化計画などが考えられます。



●地区の大きさはどのくらい？

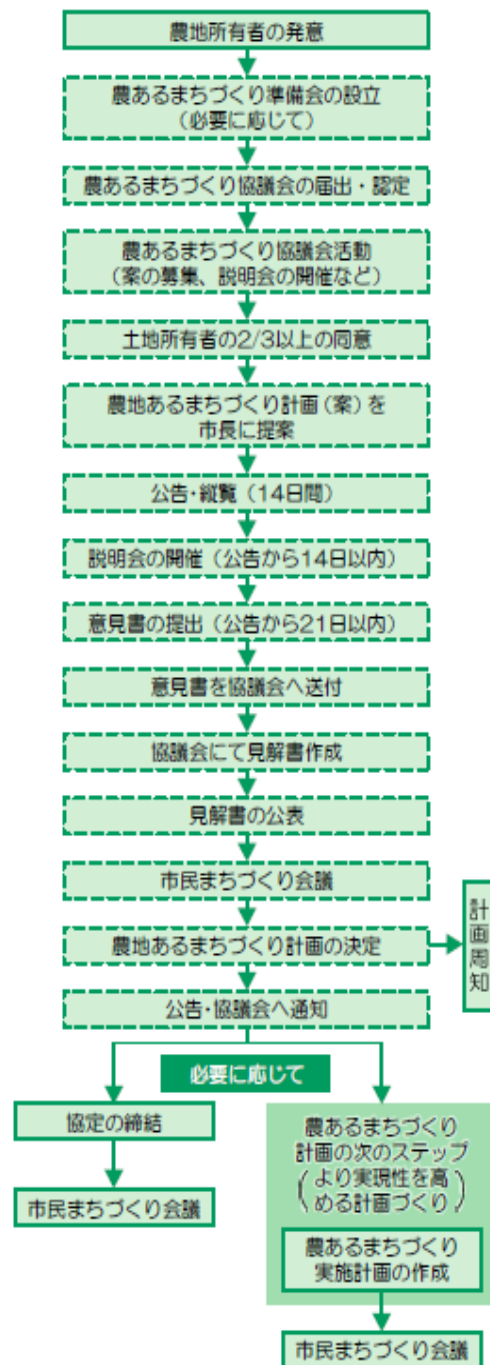
おおむね、3,000㎡以上の地区を対象とします。

●誰ができるの？

農地所有者等が、おおむね地区住民の1/10以上の同意を得て、農あるまちづくり協議会を設立します。この協議会が、農あるまちづくり計画をつくることができます。

●どうやって提案するの？

農あるまちづくり協議会は、案の募集、説明会の開催等を行い、農地所有者の意見を反映させて農あるまちづくり計画を策定し、市長に提案します。また、市から専門家の派遣など支援を受けることができます。



計画プロセス

決定プロセス(標準処理期間90日間)

実施プロセス

まちづくりへの支援

日野市では、市民による積極的なまちづくりが行われるように、支援策を定めています。

● 専門家の派遣・活動費の助成

地区まちづくり協議会及びその準備会、農あるまちづくり協議会及びその準備会、テーマ型まちづくり協議会の市民主体のまちづくり活動を支援するため、専門家の派遣や活動費の助成、その他必要な支援を行うことができます。



※市民主体のまちづくりの仕組みや手続きを定めている「日野市まちづくり条例」「日野市まちづくり条例施行規則」、また、「日野市まちづくり条例ガイド」なども日野市のホームページ「まちづくり課」からご覧になることができます。

お問合せは

日野市まちづくり部まちづくり課

〒191-8686 東京都日野市神明一丁目 12 番地の1
TEL042-585-1111(代表) FAX042-583-4483

E-mail matidukuri@city.hino.lg.jp
URL <http://www.city.hino.lg.jp>

